

届出

届出が必要な場合

【滅失】（滅失の事実を知った日から10日以内に届出）

登録有形文化財建造物が失われた場合で、具体的には水害による流失や火災による焼失などが該当します。

【毀損】（毀損の事実を知った日から10日以内に届出）

登録有形文化財建造物が何らかの原因で破損・損傷してしまった場合です。

【現状変更】（現状変更しようとする日の30日前までに届出）

現状変更とは位置や形（形状・材質・色合いなど）を変えようとする行為のことで、登録有形文化財建造物では、移築する場合や、外観を変更する範囲が通常望見できる範囲の4分の1を超える場合などが該当します。

【管理責任者の選任・解任】

（選任・解任してから20日以内に届出）

所有者が管理責任者を選任・解任した場合が該当します。

【所有者・管理責任者の変更】

（変更してから20日以内に届出）

所有者・管理責任者が変更した場合が該当します。

【所有者・管理責任者の氏名、名称、住所の変更】

（変更してから20日以内に届出）

所有者・管理責任者の氏名若しくは名称又は住所が変更した場合が該当します。

【所在の場所の変更】（変更しようとする20日前までに届出）

登録有形文化財建造物の所在の場所が変更する場合が該当します。

届出が不要な場合

【非常災害のために必要な応急措置】

非常災害に備えて事前に行う補強や改修行為、または非常災害後に復旧工事として行うものが該当します。

【維持の措置】

登録有形文化財建造物の維持を目的とした行為で、形状を変更する部分の面積が外観の通常望見できる範囲の4分の1以下の場合や内装のみを模様替えする場合などが該当します。
また、雨漏りや壁のひび割れといった毀損の補修工事などもこれに該当します。

主要な罰則

■滅失又は毀損した時に、届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合……………5万円以下の過料

■現状の変更をした時に、届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合……………5万円以下の過料

■所有者が変更した時に、新所有者に登録証を引き渡さなかった場合……………5万円以下の過料

■所有者が変更（所有者の氏名・名称変更や住所変更を含む）した時に、届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合……………5万円以下の過料

■登録が抹消になった時に、登録証を文部科学大臣に返付しなかった場合……………5万円以下の過料

■文化庁長官から現状等の報告を求められた時に、報告をしなかった又は虚偽の報告をした場合……………10万円以下の過料